

## 平成 28 年度 重点行政監査の結果に基づく措置状況

### 補助金の適正な執行

番号	機 関 名	所管部局	ページ
1	健康福祉局	健康福祉局	1
2	社会福祉法人広島県社会福祉協議会		2
3	広島県障害者社会参加推進センター		2

# 1 健康福祉局 (監査年月日：平成29年3月3日)

監査結果(改善を求める事項)
<p>(1) 履行確認の徹底について</p> <p>実績報告書に記載の収入額や補助対象経費の計上誤りにより補助金を過大に交付していた補助金があったが、補助金交付事務を行う県の履行確認が不十分であったことや、決裁過程におけるチェックが不十分であったことも原因である。今後、組織として履行確認の徹底を図る必要がある。</p> <p>(健康福祉局医療介護人材課)</p>
措置の内容
<p>再発防止のため、課内で今回の指摘事項を共有し、補助金に係るチェックリストの再点検を行った。また、チェックリストに基づいた事業実施内容、経費内訳等の確認を徹底するよう課内で共有し、組織全体でのチェック体制を強化することで、履行確認の徹底に努めている。</p>

監査結果(指摘事項)
<p>(2) 補助金交付要綱に定められた区分と異なる区分による額の確定について</p> <p>広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付要綱別表に定められた区分と異なる区分で補助金の額の確定を行っていた。(健康福祉局医療介護人材課)</p>
措置の内容
<p><b>【原因】</b> 補助金交付事務を行う県(担当者)の履行確認が不十分であったことや、決裁過程におけるチェックが不十分であったことが原因である。</p> <p><b>【措置内容】</b> 再発防止のため、課内で今回の指摘事項を共有し、額の確定について、交付要綱どおりの区分で実績報告が行われているか確認するよう周知した。また、補助事業者に対しては、事業者内で補助要綱等の周知を徹底し、交付要綱どおりの区分で実施報告するよう依頼した。</p>

## 2 社会福祉法人広島県社会福祉協議会 (監査年月日：平成29年3月3日)

### 監査結果(指摘事項)

#### (1) 補助金の過大交付について

次のとおり、県に提出した実績報告書の記載内容に誤りがあったことから、合計1,269,000円補助金の過大交付を受けていた。(社会福祉法人広島県社会福祉協議会)

補助金名	・福祉・介護職場の環境改善・理解促進支援事業 (人材マネジメントスキル向上事業、啓発イベント実施事業、高校大学出前講座事業) ・福祉・介護人材のマッチング機能強化事業 (就業支援コーディネーターによる合同求人面談会実施事業) ・福祉・介護人材のキャリアアップ等支援事業 (県標準マニュアルによる介護技術向上研修事業)
誤りの内容	・就職面談会の開催等に係る収入額の未計上 ・補助対象外経費である食糧費の誤計上
根拠	広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付要綱第5条 広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付要綱別表

### 措置の内容

#### 【原因】

事業実施において補助金交付要綱等について、確認が不十分であったことや、決裁過程におけるチェックが不十分であったことが原因である。

#### 【措置内容】

- 交付金については、平成29年4月27日付で返還済みである。
- 再発防止のため、法人内で今回の指摘事項を共有し、事業を実施する際には、補助要綱等を確認し、事業内容や経費内訳等の確認を徹底するよう周知し、組織全体でのチェック体制を強化した。

## 3 広島県障害者社会参加推進センター (監査年月日：平成29年3月3日)

### 監査結果(改善を求める事項)

#### (2) 県補助事業の会計上の明確化について

障害者社会参加推進事業は、任意団体である広島県障害者社会参加推進センターが実施する事業として県が補助金を交付しているが、当該事業の補助金はセンターを設置している一般社団法人の会計に包含した形で経理されており明確に区分されていなかった。

当該補助金は、センターの運営に必要な経費（給料、職員手当、社会保険料事業主負担金等）及びセンターの活動に必要な経費に対して補助を行っているものであることから、当該補助事業を実施したことが会計上明確に区分できるようにする必要がある。（広島県障害者社会参加推進センター）

### 措置の内容

広島県障害者社会参加推進センターの経理について、設置法人の会計から分離するよう指導し、平成28年度決算から実施された。

この結果、広島県障害者社会参加推進センターの運営及び活動を実施したことが、会計上も明確となっていることを確認した。